

地方独立行政法人大阪府立病院機構公告第27号

平成29年度から平成32年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪はびきの医療センターの医療用液化酸素及び医療用酸素等の購入にかかる単価契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成29年7月18日

地方独立行政法人大阪府立病院機構
理事長 遠山 正彌

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品の名称及び数量
医療用液化酸素及び医療用酸素等 一式
- (2) 仕様等
入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契約期間
平成29年9月1日から平成32年8月31日まで
- (4) 納入場所
羽曳野市はびきの3丁目7番1号
大阪はびきの医療センターの指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 成年被後見人
 - イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
 - ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項に掲げる者
 - ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第3条第4項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認めら

れる者を除く。) 又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 平成26年4月1日からこの公告の日までに、200床以上の医療機関と医療用液化酸素及び医療用酸素等の売買契約を2件以上締結し、そのすべてを誠実に履行した実績を有していること。なお、契約期間中であっても、既に1年間以上の事業継続があるときは、実績があるものとみなす。
- (7) 医薬品販売業及び高圧ガス販売業の許可を受けていること。
- (8) 純度99.5%の日本薬局方医薬品医療用液化酸素を供給できること。
- (9) この公告の日から開札の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
 - イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者(同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)
 - ウ 大阪府又は地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。)の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (10) 供給物品にかかる非常時、緊急時の供給体制が整備されていること。
- (11) 平成29・30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「医療用機器(種目コード27)、医薬品(種目コード29)及び高圧ガス(種目コード34)」に登録されている者であること。
なお、その登録をされていない者で、本件入札に参加を希望するものは、次により資格審査を申請することができる。
 - ア 資格審査に関する添付書類の提出場所及び問い合わせ先
〒540-8570 大阪市中央区大手前二丁目
(TEL (06) 6944-6644)

大阪府総務部契約局総務委託物品課資格審査グループ

イ 申請の方法

- (ア) 大阪府電子調達システム（URL(<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/>)）において、必要な事項を入力し、送信する。
- (イ) 添付書類は、郵送し、又は持参する。

ウ 申請期限

平成29年7月25日（火）午後4時

なお、添付書類は、同日（火）午後4時までに必着とする。

エ その他

詳細は、イ(ア)の大坂府電子調達システムの説明による。

3 入札参加資格審査及び入札の手続

(1) 入札参加資格審査申請書類、入札説明書、仕様書、契約条項等の交付

ア 交付期間

平成29年7月18日（火）午前9時から同月25日（火）午後5時まで

イ 交付方法

大阪はびきの医療センターのホームページより交付する。

ホームページURL：<http://www.ra.opho.jp/>

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、大阪はびきの医療センター事務局施設保全グループにて交付する。この場合の交付期間は、上記アと同様とする。ただし、日曜日及び土曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

(2) 申請書類の提出期間及び提出場所

本件入札に参加を希望する者は、入札参加資格審査申請書類を期限までに提出しなければならない。

ア 提出期間

上記3(1)アと同様とする。ただし、日曜日及び土曜日を除く午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。

イ 提出場所

〒583-8588 羽曳野市はびきの3丁目7番1号

大阪はびきの医療センター事務局施設保全グループ

ウ 提出方法

提出書類は、持参するものとし、郵送又は電送による申請は認めない。

(3) 入札の日時及び場所

ア 日時

平成29年8月3日（木）午前10時

イ 場所

羽曳野市はびきの3丁目7番1号

大阪はびきの医療センター 管理診療棟2階第1会議室

ウ その他

入札書は持参するものとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(4) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金

契約事務取扱規程第7条の規定に該当する場合は免除する。

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、大阪はびきの医療センターにより入札参加資格を有するものと認められた者であっても、入札時点において2に掲げる入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書を作成する。

(4) 落札者の決定方法

落札者の決定に当たっては、有効に入札を行った者のうち、入札書に記載された金額の100分の108に相当する金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）が契約事務取扱規程第8条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者を落札者とする。

なお、他の入札書に記載された価格よりも異常に低い価格を記載した入札書を受領した場合にあっては、当該入札書を提出した入札者が参加の条件を満たし、かつ、契約の条件を履行することができることを確保するため、当該入札者に照会するものとする。

(5) 誓約書の提出の確認

大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領に規定する暴力団又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

(6) 契約保証金

ア 落札者は、地方独立行政法人大阪府立病院機構会計規程第44条の規定により契約保証金を納めなければならない。

- (ア) 納付期日
契約締結の日
 - (イ) 納付場所
羽曳野市はびきの3丁目7番1号
大阪はびきの医療センター事務局施設保全グループ
イ 上記にかかるわらず、契約事務取扱規程第26条第1項第1号又は第3号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- (7) 契約に関する事務を担当する部署の名称及び問い合わせ先
〒583-8588 羽曳野市はびきの3丁目7番1号
TEL 072-957-2121 (内線2616)
大阪はびきの医療センター事務局施設保全グループ
- (8) 詳細は、入札説明書及び仕様書による。